

## 岡崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時において、市民等の健康を保護し、生活環境を保全するために行う市長の措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予報等の発令又は解除)

第2条 市長は、愛知県から光化学スモッグ予報、同注意報、同警報及び同重大警報が発令又は解除されたときは、別に定める「岡崎市光化学スモッグ対応マニュアル」に基づき、速やかに対応するものとする。

### (被害通報に対する措置)

第3条 市長は、光化学スモッグが原因とされる被害が発生した旨の通報を受けたときは、岡崎市保健所が別に定める岡崎市光化学スモッグ保健対策要領に基づき、岡崎市保健所からの連絡により、被害状況の調査等を実施するものとする。

2 被害情報については岡崎市保健所と情報共有をし、環境保全課がとりまとめて愛知県水大気環境課へ報告をする。

### (事務局の設置)

第4条 市長は、事務局を環境保全課に設置し、関係機関の協力を得て必要な体制を整えるものとする。

### (適用区域)

第5条 この要綱の適用区域は、岡崎市（都市計画区域内に限る。）の区域とする。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。